

奈良県告示第三百二十二号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

令和七年一月十七日

奈良県知事 山下 真

株式会社南都銀行	売りさばき場所を 変更した指定売り さばき人の名称	変更前の売りさば き場所	変更後の売りさば き場所	変更年月日
奈良市橋本町一六 番地 株式会社南 都銀行本店営業部				
奈良市大宮町四丁 目二九七番地の二 株式会社南都銀 行本店営業部				
				令和七年二月十日